

通学費の補助について（お知らせ）

長崎市では、公共交通機関又は自家用車による通学を学校長の許可を得て通学している児童・生徒の保護者に対し通学費の補助を行っています。

- 補助の対象となる通学距離と補助の割合など
(補助の対象となる通学距離と補助の割合などは変更になる場合があります。)

通学距離の要件			補助割合	支給額の
公共交通機関利用	小学校	2 km以上 4 km未満	運賃の 1/2	定期券代（学生）相当額を上限として、運賃実費を支給
		4 km以上	運賃の全額	
	中学校	3 km以上 6 km未満	運賃の 1/2	
		6 km以上	運賃の全額	
自家用車送迎	小学校 2 km以上、中学校 3 km 以上で、公共交通機関がないなど、やむを得ず自家用車で送迎する場合		ガソリン代相当分の 1/2 または全額 (通学距離に対する割合は、公共交通機関利用と同じ)	ガソリン代相当額 (長崎市が定めたガソリン単価などで計算)

※通学距離は、自宅から学校までの徒歩経路（片道）になります。

※指定学校変更通学や区域外通学の場合は、原則、補助の対象外です。

※令和 6 年度から、指定学校の変更のうち、距離要件による合理的理由又はやむを得ない理由により指定学校の変更を教育委員会が認めたものについては、補助金の交付対象となります。

- 公共交通機関を利用する場合

定期券または IC カード（エヌタス T カード、nimoca 等）を用意してください。現金や回数券を利用されている場合は、バス利用の確認ができませんので、補助を受けることができません。

※IC カード利用者は、常態（継続的）として利用しているかたのみ対象とします。

※nimoca で長崎バス利用の場合、定期券の写し等が必要となります。（詳細は別紙参照）

- 補助の申請時期と補助金の振り込み

申請書の配布や申請方法につきましては、4 月以降に学校を通じて改めてお知らせいたします。
補助金の振り込みは、年 3 回（9 月・2 月・翌年 4 月）に分けて行います。

※ご不明な点がございましたら、通学先の学校または下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】教育委員会総務課助成係

電話（代表）822-8888 （内線）4064、4072